

平成 26 年 1 月 27 日
内閣官房
文部科学省
国土交通省

大学が保管しているアイヌ遺骨の集約・返還業務について

経緯

- 明治以降、人類学の研究者等がアイヌ遺骨を発掘・収集。
 - 現在、12 大学が研究資料等として 1,636 体を保管
 - アイヌの人々の意に関わらず収集されたものも含まれていると見られている。
- 現在、上記の遺骨を遺族等へ返還するとともに、返還の目途が立たないものは、「民族共生の象徴となる空間」（北海道白老町に整備予定）に集約し、尊厳ある慰霊に配慮する方針。

（内閣官房長官主催：アイヌ政策推進会議）

所管府省について

- 学術研究等のために遺骨を収集し、保管している大学を所管する文部科学省に、象徴空間の整備等に関与しアイヌへの対応に実績のある国土交通省を加えて、以下のとおり分担するものとする。

①文部科学省

- ・ 遺骨の保管、返還に関する大学の取組の指導・監督
- ・ DNA 鑑定等の個人特定調査等の実施
- ・ 研究への寄与

②国土交通省

- ・ 象徴空間における遺骨の保管、慰霊に関する施設の整備及び管理
- ・ 象徴空間集約後の遺骨の返還に係る事務（文部科学省の所掌に属するものを除く。）

留意点

- 慰霊行事への政府の関与の在り方については要検討。
- 内閣官房が制度設計を行い、制度整備後に両省が担当。